

妊婦のための支援給付

光市では、「おっぱい都市宣言のまち」として安心して出産・子育てができるよう、妊娠届時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援（しっかりサポート面談）と出産育児関連用品の購入等の負担軽減を図る経済的支援（妊婦支援給付金1回目、2回目）を実施しています。

妊娠8か月ごろ、市からアンケートを送付します。希望に応じて面談を行います。

出生届・赤ちゃん誕生連絡票を提出された方に、保健師が赤ちゃん訪問のご連絡を差し上げます。

伴走型
相談支援

妊娠届出時
の面談

8か月
アンケート

赤ちゃん訪問
での面談

経済的
支援

妊婦支援給付金
1回目

妊婦支援給付金
2回目

①妊娠届時の面談後
申請により5万円支給



②赤ちゃん訪問等の
面談後
申請により5万円支給



①妊婦支援給付金（1回目）

妊娠届出時に、保健師と面談後、申請により5万円を支給します。



②妊婦支援給付金（2回目）

光市では出産後、おおむね4か月以内に、保健師が「赤ちゃん訪問」を実施しており、その際に申請のご案内をします。早めの申請を希望される方は、出産予定日8週間からの申請が可能ですので、下記までご連絡ください。

※①・②ともに面談が難しい場合は、下記までご相談ください。

【申請書の提出期限】

- ①医療機関において妊娠が確認された日から2年以内
- ②出産予定日の8週間前の日から2年以内

※流産・死産をされた方も給付金の対象になりますので下記までご相談ください。

発行元・問合せ先

